

年金額 (改定率) の改定ルールの変更

H29. ●●● 使用

昨年・H28.12.14に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国年法等の一部を改正する法律」の中から、「年金額(改定率)改定のルールの変更」について 確認・再整理 を行います (概要は【課題・187】参照)
 ポイントは、マクロ経済スライドの適用ルール (キャリアオーバー) と 物価/賃金 変動率 適用ルール の二つ

【課題・2●●】 現状 (改正前) の年金額 改定ルール

現状の ”改定率の改定” の要旨をイメージ図 で示します。 (〈街角年金塾・資料 H27-3〉と同旨)

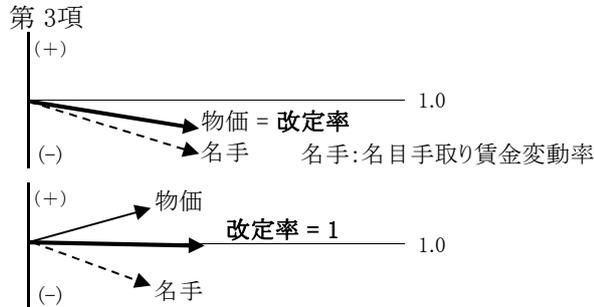
第27条 (年金額)

◆ 老齢基礎年金の額は、780,900円に改定率 を乗じて得た額 とする。

第27条の2 (改定率の改定等)

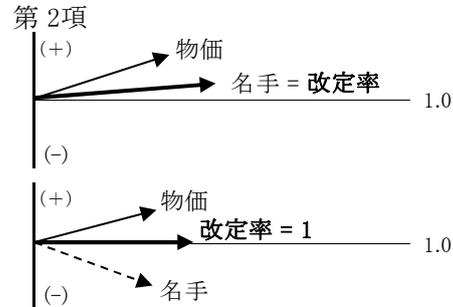
第 1項 : 平成16年度における改定率は、1とする。

第 2項 : 改定率は、毎年度「名目手取賃金変動率」を基準に改定し、4月以降の給付に適用する。



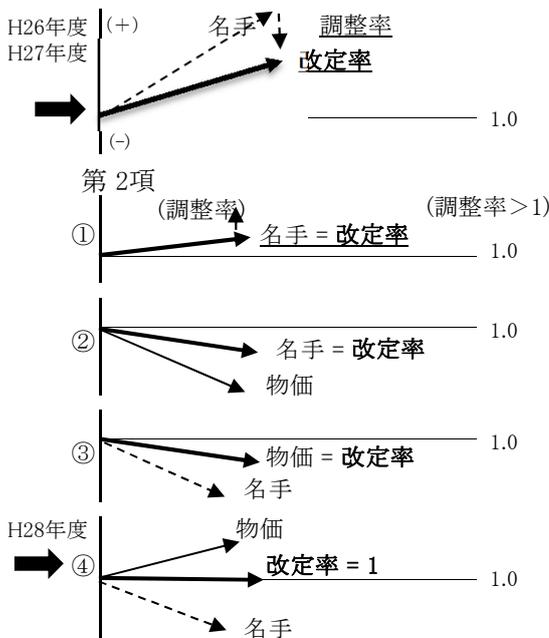
第27条の3 (基準年度以降改定率: 68才以上)

第 1項 : 「物価変動率」を基準とする。



第27条の4 (調整期間における改定率の改定の特例)

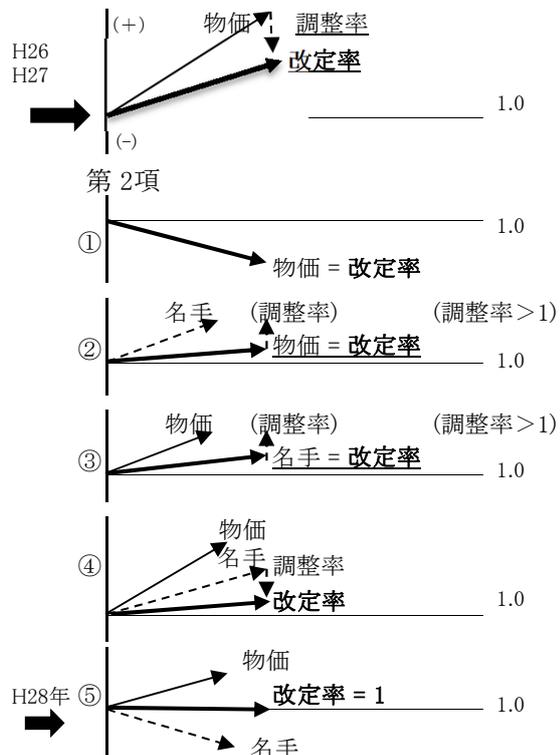
第 1項 : 「名目手取賃金変動率 × 調整率」を基準とする。前年度の改定率を下回るときは ”1” を基準



【物価が(-)でなければ 1.0 未満にならない !!】

第27条の5 (調整期間の基準年度以降改定率)

第 1項 : 「物価変動率 × 調整率」を基準とする。前年度の改定率を下回るときは ”1”



【~68才未満の者の率を超えることはない!!】

★ 厚年の ”標報の再評価率の改定” (43条の2~) も 上・国年 ”改定率の改定” と 基本的に同じです

◆ 年金額・改定率の改定の原則・ルール

1. 毎年度の年金額は”改定率”を基準に改定

2. 改定率は”名目手取賃金変動率”(名手)を基準に改定

名手 = 物価変動率(前年/前前年) × 実質賃金変動率(3年平均) × 可処分所得変化率(3年前)
 実際の年金額は、～68才前 名手で額改定、68才以降 物価で額改定

3. 調整期間(マクロスライドの適用期間)における改定率の改定は

”名手 × 調整率”を基準に改定する ⇒ マクロ経済スライド
 調整率 = 公的年金被保険者等総数(増減) × 0.997(受給者数・平均余命)

4. マクロ経済スライド

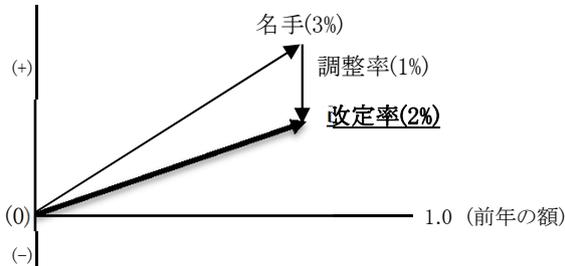
- ・受給者(平均余命)増加・被保険者数減少が顕著な、当面・中期間の臨時的な年金減額措置
- ・H16年 制定時の想定は、受給者余命増分(0.3%)、保険者数減分(0.6%)で計 0.991(-0.9%)程度、期間(物価スライド特例1.7%解消後)H20～H35の15年間程度と想定。
 その後 ⇒ ～H50頃まで25年間程度の見通しに延長
- ・当面の課題・対応は、賃金up < 物価up で ①.所得代替率(目標50%)が60%超のため、これを50%近くまで低下させること(今の財源を将来に残す分を増やすこと)
- ②.制度間では、国年の課題が深刻(将来の給付は維持、保険料収入は減のため)
- ・最善の方策は 賃金up > 物価up の継続(日本の(実質)経済成長の維持・継続)

【所得代替率】

- ・その時点の(世帯の年金収入)/(現役の平均収入)の比率
- ・目標値は、受給開始時(65才)50%、85才～生涯(この8割)40%維持(⇒8割ルール)

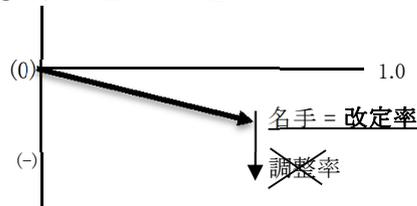
◆ マクロスライド(調整率)適用のイメージ図

(1). 基本型

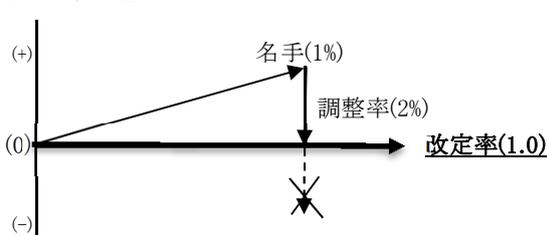


(3). 適用しない(調整率を乗じない例)

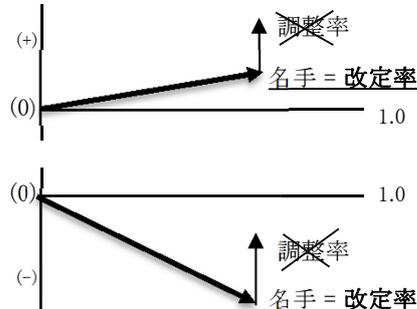
①. 名手 ≤ 1.0 は適用しない



(2). 一部の適用



②. 1.0 ≤ 調整率 は適用しない



<要約>

1. 名手(又は物価) ≤ 1 は、調整率を乗じない(名手 > 1 だけ) … (1) & (3)-①
2. (乗じた後の)改定率 < 1 にしない(前年から減額)はしない … (2)
3. 調整率 > 1 でも、改定率の増率(年金額の増額)はしない … (3)-②

【課題・2●●】

H30.4.1 ～ マクロ経済スライド (キャリアオーバー)

1. 調整期間における 68才未満の者の特例

(1). (第27条の4第1項) 関係

「名手×調整率×前年度の特別調整率(算出率) 基準
(算出率：名手、調整率、前年特別率 を乗じた率)
(算出率 < 1 ⇒ 1)

(2). (第27条の4第2項) 関係

「名手変動率 < 1 ⇒ それぞれの率 を基準」

ア. 物価 < 名手

イ. 物価 > 名手 ⇒ 物価

ウ. 物価 > 1 ⇒ 1

(3). (第27条の4第3項) 関係

「特別調整率とはアで設定し、イで改定」

ア. H29年度の 特別調整率は、1 とする

イ. 特別調整率は、毎年度、
(名手×調整率)/(算出率) を基準
(名手 < 1 ⇒ 調整率)

←----- [新設・3項]-----

2. 調整期間における 68才以上の者の特例

(1). (第27条の5第1項) 関係

「ア×イ (基準年度以降算出率) を基準」
(基準年度以降算出率 < 1 ⇒ 1)

ア. 物価変動率 (物価 > 名手 ⇒ 名手)

イ. 調整率×前年度の基準年度以降特別調整率
(当年が基準年度は、前年度の特別調整率)

(2). (第27条の5第2項) 関係

「次の場合は、夫々の率 を基準」

ア. 物価変動率 < 1 ⇒ 物価変動率

イ. 物価 > 1、かつ 名手 < 1 ⇒ 1

(3). (第27条の5第3項) 関係

「基準年度以降特別調整率は アで設定、イで改定」

ア. 基準年度の基準年度以降特別調整率は、①×②

①. 基準年度の前年度の特別調整率

②. (物価×調整率)/基準年度以降算出率

物価 > 名手 ⇒ 名手

(物価 or 名手) < 1 ⇒ 調整率

イ. 基準年度以降特別調整率は、毎年度、
(上記)ア. ② の率で改定する

<要約>

1. 毎年度のマクロスライド 適否の基準・考え方 に 変更はない (適用時の減額・率 の変更)

(名手 × 調整率 ⇒ 名手 × 調整率 × 前年の特別調整率)

2. ”名手 (又は物価) < 1 で、マクロ適用しない年度の調整率を次年度に繰り越す” ことだけの変更

(ポイントは、未調整率分の評価・算出、繰越し・キャリアオーバー の方法)

【課題・2●●】

H33.4.1 ～ 改定率 (年金額) の 改定 ルール

1. (第 27条の2) 関係

<68才未満>

<68才以上>

「改定率は、毎年度、
名目手取賃金変動率 を基準に改定」

2. (第 27条の3) 関係

「基準年度以降の改定率は、物価変動率
(物価 > 名手 ⇒ 名手変動率) を基準」

3. 調整期間における 改定率の改定の特例

(1). (第27条の4第2項) 関係

「名手変動率 < 1 ⇒ 名手変動率 を基準」

(2). (第27条の5第2項) 関係

「次の場合は、夫々の率 を基準」

ア. 物価 < 1 (イ除く) ⇒ 物価変動率

イ. 物価 > 名手 かつ 名手 < 1 ⇒ 名手



★ 要は、物価変動率と名目手取賃金変動率の低い方で金額を改定 する

(改定率 1.0 = 前年度額の保証 がなくなる !!)